






瀬戸内(07)非常用発電機保守点検

工事件名	瀬戸内(07)非常用発電機保守点検			図面番号	1/7
図面名称	表紙			縮尺	
業務隊長	管理科長	電気係長	電気(瀬戸内)		工事企画
					
奄美駐屯地業務隊 管理科				令和7年11月10日	

仕 様 書

- 1 作業件名：瀬戸内（07）非常用発電機保守点検
- 2 作業場所：鹿児島県大島郡瀬戸内町大字節子字犬山684-2 陸上自衛隊瀬戸内分屯地
- 3 作業期間：契約締結日の翌日 ～ 令和8年3月27日（金）
- 4 作業概要

(1) 作業概要

本作業は、瀬戸内分屯地401号建物（2台）非常用発電機の保守点検を実施し、機器本来の性能を維持させる。

(2) 点検設備概要

設 備 概 要	規 格	数 量	備 考
1 自家発電装置	高圧用	2 式	
ア 発電機		2 台	
メーカー	明電舎製（株）DEGK625HB 625kVA 4サイクル水冷直列直接噴射式 三相交流同期発電機		
相数・力率・容量	3相3線・0.8（遅れ）・500kW		
電圧・電流・定格	6600V・54.7A・1時間超（長時間形）		
極数・周波数・回転速度	4P・60Hz・1800min-1		
単相出力			
イ 原動機		2 台	
メーカー	コマツ（株）		
型式	SA6D170-A		
回転数・定格出力	1800min-1・597kW		
冷却方式・水量	ラジエータ冷却 107L（純正クーラント3種）		
潤滑油・油量	119L+10L（潤滑油タンク） 予備潤滑油 10L		
ウ 自動始動発電機盤			
配電盤	明電舎 4B7003LDP	2 面	
真空遮断機（VCB）	三菱電機 VF-13CM-DG	2 台	
過電流継電器		2 台	
過電圧継電器		2 台	
不足電圧継電器		2 台	
エ 始動用直流電源盤			
直流電源装置	明電舎 ME2CH-F24V7A	2 面	
蓄電池	古河電池 MSE-200 . 24V 200Ah 12セル	2 組	

5 一般事項

- (1) 本作業は、図面・本仕様書によるほか、国土交通省制定「建築保全業務共通仕様書（現行版）」（以下「共通仕様書」という。）による。
- (2) 本仕様書及び図面に記載無き事項で、疑義が生じた場合は係官と調整し、その指示に従い実施すること。
- (3) 請負者は作業実施に先立ち、係官と協議のうえ工程表を作成、係官に提出するものとし、了解を得たのち作業を実施すること。
- (4) 作業実施中において、管理施設及び人員に損傷・損害を与えた場合は速やかに係官に報告するとともに、請負者の責任において補償及び復旧すること。しかし、故障・破損の責が官側に有る場合の修理費用、追加に係わる費用は含まない。
- (5) 作業実施に際し、仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については係官と協議のうえ指示に従い実施すること。
- (6) 作業実施に際し、請負者は作業条件を作業関係者に十分把握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。
- (7) 作業に必要な電気については、請負者において発電機等を用意し電源を確保すること。水についてはすべて有償とし、請負者によるメーターの設置又は官側の指示する方法により使用量を算定する。
- (8) 本作業は、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。
- (9) その他不明な事項、提出書類等はその都度係官と協議し、指示に従うこと。
- (10) 役務実施場所以外への立ち入り及び指定場所以外での喫煙は、禁止する。
- (11) 作業時間は08:30～17:00を原則とし、時間外及び休日等は作業を実施しないこと。
(緊急作業等については、許可を受ければこの限りではない。)

6 特記事項

- (1) 本作業については、共通仕様書「第4節 自家発電設備 表3.4.1」の1年（6月毎含む）点検に基づき実施するとともに、部品交換を実施する。
- (2) 本作業については、第1種自家発電設備専門技術者（保全部門）の資格を有し、自家発電設備等に対して技術的に熟知した専門知識を有する技術者が実施する。
- (2) 本作業実施において、異常個所等を発見した場合は、明確に解るように書面にて係官に提出するとともに、その補修の見積を提出すること。
- (3) 負荷試験については、無負荷で実施すること。
- (4) 本作業に伴い発生する産業廃棄物の処理については、請負者が排出事業者となり、廃棄物処理法施行令に基づく委託契約（施行令第6条の2第4号及び同第6条の6第2号収集・運搬及び処分業者とそれぞれ直接契約（二者間契約））を締結すること。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出すること。

(5) 部品交換については、次のとおりとし、純正部品又はJIS規格品とする。

項目	部品交換	規格	単位	数量	備考
1	エンジンオイル	15W-40	ℓ	268	2台分
2	ロングライフクーラント		ℓ	214	2台分
3	燃料フィルターカートリッジ	600-311-7111	個	4	2台分
4	オイルフィルターカートリッジ	600-211-1231	個	4	2台分
5	ノズル逃しパッキン	07005-00812	個	38	2台分
6	エンジンオイルドレンパイプパッキン	07005-02416	個	2	2台分
7	クリーナー		個	2	2台分

(6) 追記点検事項

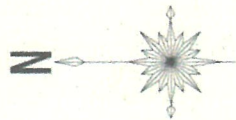
- ア 冷却水保温ヒーターの点検
- イ エアエレメント点検・清掃
- ウ ホース類の亀裂点検
- エ 冷却ファン・テンションへのグリスアップ
- オ ファンベルト点検・調整
- カ 燃料タンクの混入水・沈殿物のドレン点検
- キ エンジン停止ソレノイド及びリンク機構の点検
- ク 油圧スイッチ・水温スイッチの点検
- ケ エンジンマウント点検

(7) 発電機制御部の点検事項

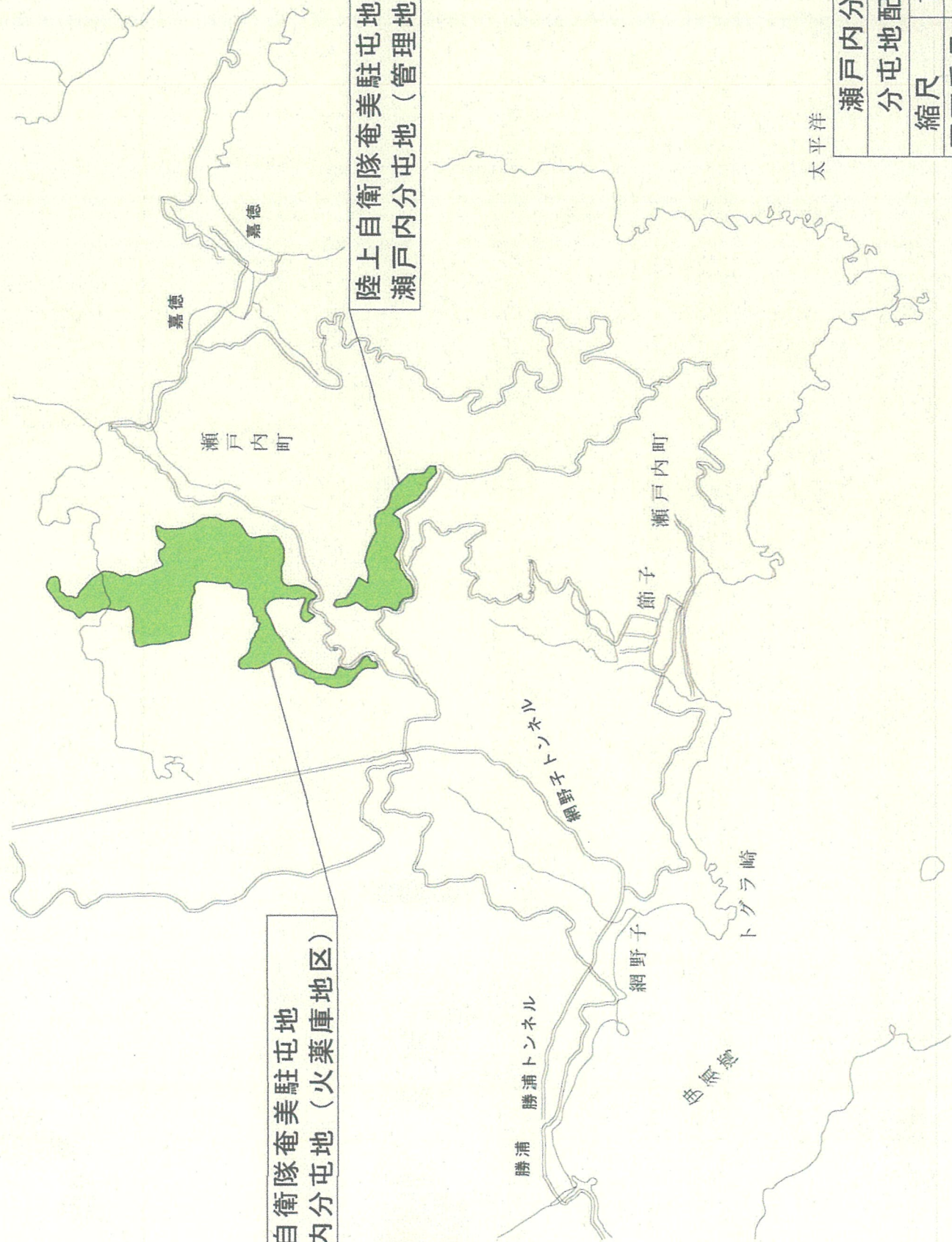
- ア 保護継電器試験
「過電流、過電圧、不足電圧」の保護継電器の動作確認
- イ 保護連動試験
次に示す保護装置が正常に動作することを確認
始動渋滞、過電圧、不足電圧、緊急停止、過電流、補機故障、充電器異常、蓄電池故障
- ウ 始動停止試験
「手動始動試験、手動停止試験、自動始動試験、自動停止試験」の各試験動作の時間を計測

7 提出書類

- (1) 現場代理人等指名通知書（契約後すみやかに）
- (2) 工程表（契約後すみやかに）
- (3) 打ち合わせ簿（その都度）
- (4) 役務着手届（着手前）
- (5) 作業日誌（その都度）
- (6) 材料搬入報告書（その都度）
- (7) 役務完了届（完了後すみやかに）
- (8) 写真（完了後すみやかに、また、段階ごと及び、係官の指示する箇所を撮影し、作業写真帳（A4）に整理し提出すること。）
- (9) 点検結果報告書（点検終了後速やかに提出すること。）
- (10) その他係官が指示したもの



陸上自衛隊奄美駐屯地
瀬戸内分屯地（火薬庫地区）



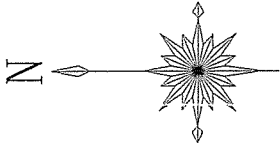
陸上自衛隊奄美駐屯地
瀬戸内分屯地（管理地区）

瀬戸内分屯地

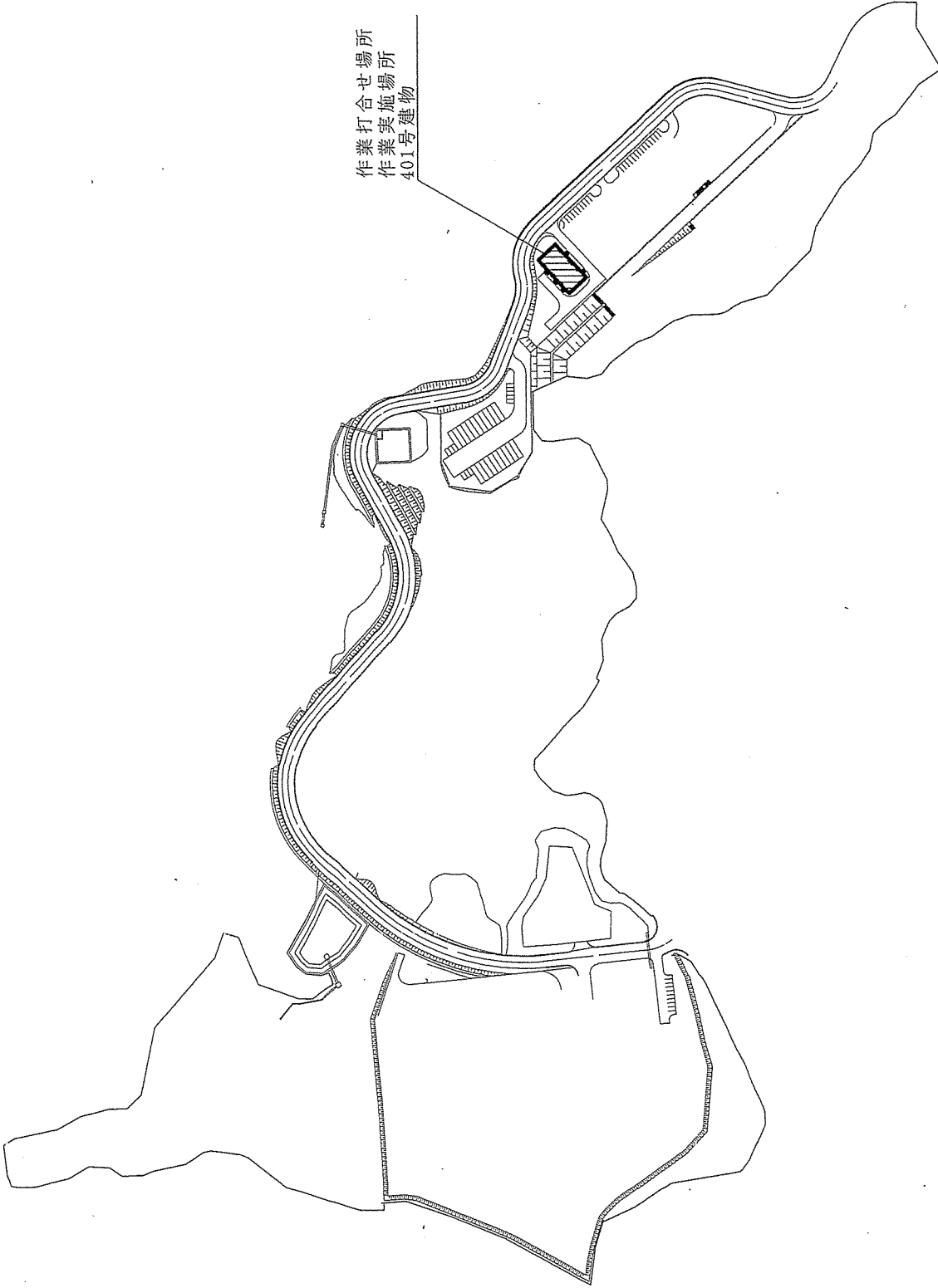
分屯地配置図

縮尺 1/4,000

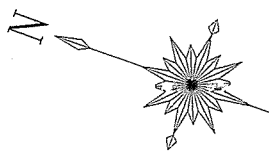
図面番号 5/7



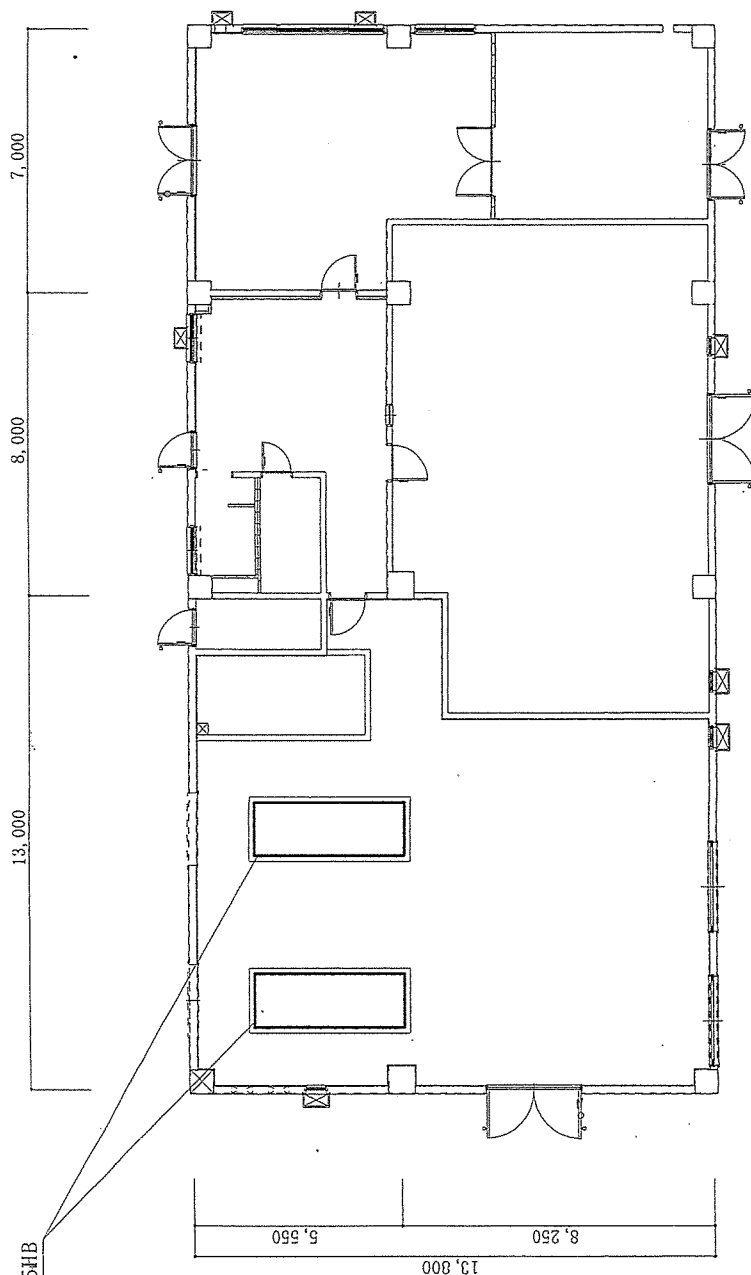
作業打合せ場所
作業実施場所
401号建物



瀬戸内分屯地	
分屯地配置図	
縮尺	1/4,000
図面番号	6/7



保守点検査所
非常用発電機
明電舎 DECK625HB



瀬戸内分屯地	
401号建物平面図	
縮尺	1/200
図面番号	7/7